

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 82

No.82 2017.3.5

■あと10日ほどが山場！やる気のない政府・経団連を許すな！～過労死をなくすため実効的な労働時間上限規制を！～

働き方改革実現会議での労働時間の上限規制の議論が、山場を迎えています。

報道等によれば、罰則付の上限規制導入を認め、月45時間、年間360時間を原則とする議論がなされており、日本労働弁護団としてもその点は賛成の意向です。

しかしながら、報道等によれば、政府は6か月例外を設け、月最大100時間、2か月平均80時間の時間外労働を認めることを求め、日本経団連がこれに賛同し一歩も譲らない強硬姿勢をとっています。

長時間労働規制の大きな目的は、過労死・過労自殺を撲滅することであり、月に80時間や100時間を超える時間外労働が適法とされた場合、労働者の健康面への十分な配慮がなされず、過労死・過労自殺を撲滅する意義が大きく損なわれます。

■1人で闘う連合（神津会長）を応援し、政府経団連へ厳しい批判を！～

働き方改革実現会議に、労働側として唯一参加する連合の神津会長も「反対の旗は降ろさない」「100時間まで働かせて良いという誤ったメッセージとなれば本末転倒」と報道でもコメントが紹介されています。

これまで数々の過労死・過労自殺を生み出してきた経済団体としての社会的責任、電通事件などを踏まえ政府方針として過労死撲滅を誓った政治責任を放棄するものです。

以下は今年年初の安倍総理施政方針演説。

「一年余り前、入社一年目の女性が、長時間労働による過酷な状況の中、自ら命を絶しました。御冥福を改めてお祈りするとともに、二度と悲劇を繰り返さないとの強い決意で、長時間労働の是正に取

り組みます。いわゆる三六協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を定める法改正に向けて、作業を加速します。

抽象的なスローガンを叫ぶだけでは、世の中は変わりません。重要なことは、…時間外労働の限度は何時間なのか、具体的に定めることです。」（2017年1月20日安倍総理施政方針演説）

安倍総理自ら、わずか1ヶ月半ほど前に、国民に誓った言葉です。この言葉を「抽象的なスローガン」にしないように、リーダーシップを発揮して、実効的な上限規制導入のため政治決断をするべきです。

そのため、私たち労働弁護団が、数多くの過労死・過労自殺の裁判での経験を踏まえたメッセージを明確に伝えていくことが極めて重要です。

■2017年2月28日・緊急の幹事長声明「時間外労働の上限規制に関する声明」を公表しました！

当弁護団では、緊急の幹事長声明を発表しました。各地でもご活用下さい（当弁護団HPに掲載）。九州労働弁護団でも同趣旨の声明が既に出され、近日中に神奈川労働弁護団からも声明が出される予定です。

幹事長声明で詳細に触れていますが、月95時間や月83時間の時間外労働でさえ、使用者の安全配慮義務に違反し、公序良俗に反するとされていることからすれば、月100時間、2か月平均80時間の時間外労働を認めることに全く正当性を見出すことはできません。

法律の上限無いであれば安全配慮義務違反の民事賠償責任追及も、その範囲内であれば相当困難になりかねません。

実効性のある上限規制を勝ち取れるように、弁護団の総力をかけて山場を闘い抜きましょう！

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790